

○大津町中小企業・小規模企業振興基本条例

令和4年3月18日

条例第2号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業及び小規模企業が大津町（以下「町」という。）における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興について基本理念を定め、町の責務、事業者及び商工会の役割等を明らかにすることにより、中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進し、中小企業及び小規模企業の健全で持続可能な発展及び大津町民の生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 小規模企業とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 大企業とは、中小企業及び小規模企業以外の事業を営む者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 商工会とは、商工会法（昭和35年法律第89号）の規定に基づく商工会であつて、町内に事務所を有するものをいう。

(基本理念)

第3条 中小企業及び小規模企業の振興は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 中小企業及び小規模企業の創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、国、県、その他関係機関との連携を図り、地域経済の発展及び町民生活の向上に寄与するものであること。
- (2) 地元産品の地元消費及び活用が地域経済活性化のため必要なものであることに鑑み、中小企業及び小規模企業がこれらの経済活動を進めるための中核としての役割を担うこと。

(町の基本方針等)

第4条 町は、第1条の目的を達成するため、前条の基本理念にのっとり、次に掲げる基本方針に基づき中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業及び小規模企業の経営基盤の安定及び強化
- (2) 中小企業及び小規模企業の新産業の創出及び起業支援の促進
- (3) 中小企業及び小規模企業の人材育成及び雇用の安定の促進
- (4) 中小企業及び小規模企業の資金調達の円滑化
- (5) 中小企業及び小規模企業に関する情報の収集及び提供

(町の責務)

第5条 町は、前条の基本的施策を実施するに当たっては、町民の理解と協力を得ながら、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 施策の実施に要する庁内体制の整備及び財政上の措置に努めること。
- (2) 町の発注する工事、委託業務、物品の購入や役務の調達に当たっては、予算の適正な執行及び透明かつ公正な競争の確保に留意しつつ、中小企業及び小規模企業の受注の機会の増大に努めること。
- (3) 広く町民、関係者等の意見を聴き、施策の計画及び実施に反映させるよう努めること。
- (4) 中小企業及び小規模企業が経済活動及び地域の歴史、伝統、文化等の全般において重要な役割を果たすとともに、地域におけるまちづくりの担い手として、雇用と経済を支え、町民生活の向上に寄与していることについて、町民への理解を深めるよう努めること。
- (5) 国、県その他関係機関との連携及び協力による施策の推進に努めること。

(商工会の役割)

第6条 商工会は、中小企業及び小規模企業の経営力向上、経営基盤の安定及び強化に積極的に取り組むとともに、町が行う中小企業及び小規模企業の振興に関する施策の円滑な実施について、積極的に町との連携、協力に努めるものとする。

(中小企業及び小規模企業の役割)

第7条 中小企業及び小規模企業は、経済的社会的環境変化に応じて、自らの経営基盤の強化、経営革新等に努めるものとする。

2 中小企業及び小規模企業は、商工会への加入等による地域貢献及び地域内経済の活性化に努めるものとする。

3 中小企業及び小規模企業は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

(大企業の役割)

第8条 大企業は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を自覚するとともに、事業活動を行うに当たっては、中小企業及び小規模企業との連携及び協力に努めるものとする。

2 大企業は、商工会への加入等による地域貢献及び地域内経済の活性化に努めるものとする。

3 大企業は、中小企業及び小規模企業の振興が本町経済の発展において果たす役割の重要性を理解し、町が実施する中小企業及び小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、中小企業及び小規模企業の振興が地域経済の基盤形成と雇用環境の整備等、町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業及び小規模企業の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業活性化会議)

第10条 中小企業及び小規模企業の振興に関する施策を推進するため、大津町中小企業・小規模企業活性化会議（以下「活性化会議」という。）を置く。

2 活性化会議は、具体的な中小企業及び小規模企業の振興施策について調査し、審議する。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。